

# 教育資金一括贈与に関する預金口座開設申込時等のチェックシート

私は、教育資金の一括贈与に係る非課税措置（租税特別措置法第70条の2の2）の適用を受けるため貴行に預金口座を開設（または追加預入）するに当たり、本書面「1.」～「3.」の確認事項への回答に相違がないこと及び本書面裏面の「4.」の留意事項の内容について理解していることを誓約いたします。	お客さまチェック欄
	<input type="checkbox"/>

## 《お客さまご本人についてご記入ください》（お客さまが未成年の場合、親権者さま欄もご記入願います）

	お客さま（贈与を受けた方）	親権者さま（お客さまが未成年の場合）〔注〕
署名（氏名）		
住所又は居所		
電話番号		

（注）親権者さま欄の「住所又は居所」「電話番号」は、お客さま（贈与を受けた方）と同一の場合、「同左」とのご記入で構いません。

該当する回答を で囲んでください

### 1. 「受贈者（教育資金の贈与を受けた方）」に関する確認事項

	確認内容	確認資料（ご提示またはご提出が必要です）	ご回答	
			はい	いいえ
(1)	あなたは、教育資金の贈与を受けた時において教育資金を贈与された方（祖父母、父母等）と直系のご関係であることを右記の書類で確認できますか。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・戸籍謄本</li> <li>・戸籍抄本</li> <li>・住民票の写し</li> </ul>	はい	いいえ
(2)	あなたのご年齢が、口座開設時（入金時）において30歳未満であることが右記の書類で確認できますか。 （注）この口座を開設・維持できるのは30歳未満の方のみです。	<ul style="list-style-type: none"> <li>などのいずれか</li> </ul> （注）原本の提出が必要です。	はい	いいえ
(3)	あなたが教育資金の贈与を受ける年の前年における合計所得金額は1,000万円以下ですか。 （注）この贈与を受けることができるのは、合計所得金額が1,000万円以下の方のみです。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・源泉徴収票</li> <li>・確定申告書の写し 等</li> </ul> （注）他の方の扶養親族等の方、もしくは合計所得金額がない方は、上記確認資料は不要です。	はい	いいえ
(4)	他の金融機関や当行の他の店舗に「教育資金非課税申告書」を提出し、受理されたことがありますか。 （注）非課税措置は、お客さまお1人につき、1金融機関（1店舗）でのご利用に限定されています。すでに他の金融機関や当行の他の店舗で申告書の提出がお済みの場合は、お受付できません。また、複数のご契約をされた場合は、最初に提出された1つを除き、課税の対象となります。	/	いいえ	はい
(5)	（「(4)」の回答が「はい」の方のみご回答ください）その「教育資金非課税申告書」に係る教育資金管理契約はすでに終了していますか。	/	はい	いいえ

## 2. 「贈与契約」に関する確認事項

(1)	贈与契約が、2013年4月1日から2021年3月31日までの間になされたものであることを右記の書類で確認できますか。 (贈与契約書の日付をご確認ください)	・贈与契約書、公正証書による贈与契約書など贈与の事実等を証する書類  (注) 内容確認のため、口座開設申込時(または追加預入時)に、原本のご提示が必要です。 (ご提出は写しで可)	は い	いいえ
(2)	贈与契約により取得した金銭は、当該取得後2月以内、かつ、2021年3月31日までにこの開設する口座に預入予定ですか。  (注)「4.(1)」ご参照。		は い	いいえ

## 3. 「教育資金非課税申告書」の記載に関する確認事項

(1)	右記の書類に必要事項を記載していますか。  (注)「非課税の適用を受ける信託受益権、金銭又は金銭等の額」欄に記載できる金額は1,500万円以内です。なお、「1.(4)」の回答が「はい」の場合は、「非課税の適用を受ける金銭の額」欄および「既に提出した教育資金非課税申告書又は追加教育資金非課税申告書」の「非課税拠出額」欄に記載された金額の合計が1,500万円以内である必要があります。	・教育資金非課税申告書 または追加教育資金非課税申告書	は い	いいえ
(2)	「非課税の適用を受ける金銭の額」欄に記載した金額は、2013年4月1日から2021年3月31日までの間に、書面により贈与された金額の範囲内であることが右記の書類により確認できますか。	・教育資金非課税申告書 または追加教育資金非課税申告書 ・贈与契約書、公正証書による贈与契約書など贈与の事実等を証する書類の写し	は い	いいえ
(3)	「金銭または金銭等の取得年月日」は、「贈与契約書を締結した日」以降となっていますか。 (贈与契約書の日付と同日、または後の日付)	・贈与契約書、公正証書による贈与契約書など贈与の事実等を証する書類	は い	いいえ

## 4. 留意事項

- (1) 直系尊属からの贈与により、取得した金銭は、当該取得後2ヶ月以内に、「教育資金の一括贈与に係る非課税措置(租税特別措置法第70条の2の2)」の適用を受けるために開設(または追加預入)する預金口座(以下「教育資金管理口座」という。)に入金される必要があります。当該取得後2ヶ月を超えてから同口座に入金された金銭については、租税特別措置法第70条の2の2に基づく非課税措置(以下「本件非課税措置」といいます。)の適用を受けることができません。
- (2) 本件非課税措置の適用を受けることができるのは、教育資金として払い出された金銭のみです。また、教育資金として払い出された金銭かを確認するために、金融機関に対し、一定の期限までに「領収書等」をご提出いただく必要があります。当該期限までに「領収書等」の提出がない場合は、本件非課税措置の適用を受けることができません。(具体的には、商品概要説明書をご参照ください。)
- (3) 「非課税の適用を受ける金銭の額」(以下「非課税拠出額」といいます。)は、受贈者お一人につき合計1,500万円まで拠出可能です。受贈者お一人につき1,500万円を超えて拠出された非課税拠出額については本件非課税措置の適用を受けることができません。

(4) 本件非課税措置の適用を受けることができるのは、「学校等」に対して直接支払われる「教育資金」については、上限1,500万円まで、「学校等以外の者」に対して直接支払われる「教育資金」については、上限500万円までとなります。当該上限を超えて支払われた「教育資金」については、本件非課税措置の適用を受けることができません。また、塾や習い事など「学校等以外の者」に対して直接支払われるもののうち、受贈者が23歳に達した日の翌日以後、教育訓練給付金の支給対象となる教育訓練を受講するための費用以外については、本件非課税措置の適用を受けることができません。

なお、「学校等」、「学校等以外の者」および「教育資金」の範囲については、文部科学省ホームページ( )をご参照ください。

( [http://www.mext.go.jp/a\\_menu/kaikei/zeisei/1332772.htm](http://www.mext.go.jp/a_menu/kaikei/zeisei/1332772.htm) )

(5) 「教育資金管理口座」は、以下のいずれかに該当する場合を除き、受贈者が30歳に達した場合等に終了し、解約いただきます。(具体的には、商品概要説明書をご参照ください。)

受贈者が学校等に在学している場合

受贈者が教育訓練給付金の支給対象となる教育訓練を受講している場合

口座開設時に非課税の対象となった金額のうち、「教育資金管理口座」終了時まで「教育資金」として払い出したことが確認された金銭以外の額、および(4)の上限を超えて「教育資金」として払い出した金銭の額については、その終了時に贈与税の課税対象となり、受贈者が納税義務を負うこととなりますので、ご注意ください。

(6) 2019年4月1日以降に贈与した日から教育資金管理契約の終了日までの間に贈与者が死亡した場合、その死亡日において以下のいずれかに該当する場合を除き、受贈者が当該贈与者からその死亡前3年以内に贈与により取得した金銭について本件非課税措置の適用を受けたことがあるときは、その死亡日における管理残額を、当該受贈者が当該贈与者から相続または遺贈により取得したものとみなされます。

受贈者が23歳未満である場合

受贈者が学校等に在学している場合

受贈者が教育訓練給付金の支給対象となる教育訓練を受講している場合

(7) この確認書は、2013年3月30日公布(同年4月1日施行)の租税特別措置法を一部改正する法律(その後の改正を含む)を踏まえて作成しております。今後の税制改正により、当行は本確認書の内容を変更等することがあります。

(銀行使用欄)

- ・預金種目：普通預金  
(総合口座は取扱不可)
- ・全取引禁止を設定( 0612-5 )  
設定理由「特約の引当金に付加」

受付日	受付店	検印	受付印	顧客属性照会確認者	
				(贈与者)	(受贈者)
					(口座開設時)